

青森県報

号外第七十六号

平成二十年
九月一日
(月曜日)

目次

告示

| | | |
|---------------|---------|---|
| 定置漁業及び区画漁業の免許 | (水産振興課) | 一 |
| 右 同 | (同) | 三 |
| 区画漁業の免許 | (同) | 五 |

告示

青森県告示第六百十四号

平成二十年三月三十一日青森県告示第二百六十号をもって公示した定置漁業及び区画漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により次のとおり免許した。

平成二十年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | | | | | | | |
|-----------|---------------|-------|-----------------------------|-----------|---------------|--------|-----------------------------|-----------|------|------------------------|--------|
| 平成二十年九月一日 | 年月日許 | 東定第一号 | 免許番号 | 八戸市大字蔭地 | 住所及漁業者の氏名(名称) | 免許の内容 | 平成二十年三月三十一日青森県告示第二百六十号の公示内容 | 平成二十年九月一日 | 存続期間 | 平成二十年三月三十一日青森県告示第二百六十号 | 制限又は条件 |
| 八戸市大字蔭地 | 住所及漁業者の氏名(名称) | 免許の内容 | 平成二十年三月三十一日青森県告示第二百六十号の公示内容 | 平成二十年九月一日 | 存続期間 | 制限又は条件 | 東定第一号 | 免許番号 | 年月日許 | 平成二十年九月一日 | 免許年月日 |

| | | | | | | | |
|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 東定第一号 | 東定第八号 | 東定第七号 | 東定第六号 | 東定第五号 | 東定第四号 | 東定第三号 | 東定第二号 |
| 下北郡東通村大字五郎 | 下北郡東通村大字四郎 | 上北郡野付町大字九郎 | 上北郡野付町大字八郎 | 三沢市一丁目一五番地 | 三沢市一丁目一六番地 | 三沢市一丁目一七番地 | 三沢市一丁目一八番地 |
| 下北郡東通村大字五郎 | 下北郡東通村大字四郎 | 上北郡野付町大字九郎 | 上北郡野付町大字八郎 | 三沢市一丁目一五番地 | 三沢市一丁目一六番地 | 三沢市一丁目一七番地 | 三沢市一丁目一八番地 |

で一月三十日

百六十号の示りとお容

| 東特 区 | 第 八 特 区 | 第 七 特 区 | 第 六 特 区 | 第 五 特 区 | 第 四 特 区 | 第 三 特 区 | 第 二 特 区 | 第 一 特 区 | 十 二 定 第 | 十 一 定 第 | 十 定 第 |
|-----------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|---|------------------|--|--|---|--|
| 八 戸 市 大 字 | 右 同 | 右 同 | 右 同 | 右 同 | 右 同 | 合 漁 業 協 同 組 八 戸 市 大 字 一 番 地 南 浜 四 | 右 同 | 同 階 上 組 地 六 一 漁 業 協 同 組 字 一 山 五 道 三 戸 郡 階 上 | 松 地 根 七 五 二 番 橋 善 広 | 七 石 番 字 村 大 中 三 四 名 田 地 長 智 他 | 田 漁 業 部 吉 一 限 地 社 五 字 二 村 下 大 北 郡 字 川 尻 東 通 |

| 第 十 特 区 | 第 十 特 区 | 第 十 特 区 | 第 十 特 区 | 第 十 特 区 | 第 十 特 区 | 第 十 特 区 | 第 十 特 区 | 第 十 特 区 | 第 十 特 区 | 第 十 特 区 | 第 九 号 |
|------------------|------------------|--|---|---|---|------------------|------------------|------------------|------------------|--|-------------|
| 右 同 | 右 同 | 協 同 組 合 関 根 三 漁 業 一 四 番 地 関 根 三 字 前 大 字 心 根 三 市 大 字 | 業 協 同 組 合 小 田 野 沢 三 七 野 八 番 地 二 村 大 北 郡 字 小 東 通 下 北 郡 東 通 | 同 組 合 白 糠 漁 業 協 九 番 地 一 字 流 一 白 東 通 字 向 大 北 郡 東 通 | 協 同 組 合 三 番 地 一 漁 業 一 三 丁 目 一 港 一 町 沢 市 港 一 町 | 右 同 | 右 同 | 右 同 | 右 同 | 業 協 同 組 合 八 戸 市 大 字 一 番 地 南 浜 四 字 一 山 五 道 三 戸 郡 階 上 | |

| | | | | | | | | | | | |
|--|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|---|
| 号第三特区 | 九第二特区 | 八第二特区 | 七第二特区 | 六第二特区 | 五第二特区 | 四第二特区 | 三第二特区 | 二第二特区 | 一第二特区 | 号第二特区 | 号 |
| 同蛇六浦浦下 組浦番字村北 合漁地蛇大郡 業業浦字大郡 協九蛇間 | 協易四国浦下 同国六間村北 組間番字大郡 合漁地新字風 業業町易間 | 右 | 右 | 右 | 右 | 右 | 右 | 右 | 右 | 協大一一町む 同畑番湊つ 組町地村一 合漁一佐佐 業業四井井 九烟 | |

| | | | | |
|-------|-------|-------|---------------------------------|-------|
| 五第三特区 | 四第三特区 | 三第三特区 | 二第三特区 | 一第三特区 |
| 右 | 右 | 右 | 協佐四 同井番 組村地 合漁一 業一四 | 右 |

青森県告示第六百十五号

平成二十年三月三十一日青森県告示第二百六十一号をもって公示した定置漁業及び区画漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により次のとおり免許した。

平成二十年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | | |
|-------|----------|------|-----------|--------------------------------------|-----------|----------------------------|
| 西定第一号 | 西定第二号 | 免許番号 | 住所及漁業者の氏名 | 免許の内容 | 存続期間 | 制限条件 |
| 西津軽郡深 | 田商有限会社 徳 | | 名住漁業権者の氏名 | 種類業名 称の漁業 期の漁時 置の漁場 域の漁区 | 一月五年八月十八日 | 示森一月十年 号六第集日三 の十二告青三 |

| 九西 号定 第 | 八西 号定 第 | 七西 号定 第 | 六西 号定 第 | 五西 号定 第 | 四西 号定 第 | 三西 号定 第 | 二 号 |
|--|---|---|---|---|---|---|---|
| 四浦浦西 二 字 町 津 番 浜 大 軽 地 町 字 郡 五 三 深 深 | 一 鳴 六 四 浦 浦 西 海 〇 字 町 津 名 治 番 岡 大 軽 雄 地 崎 字 郡 他 二 三 深 深 | 産 横 五 磯 浦 西 組 磯 八 字 町 津 合 漁 番 下 大 軽 業 地 岡 字 郡 生 一 崎 横 深 | 三 有 四 浦 浦 西 黒 限 二 字 町 津 瀧 会 番 浜 大 軽 商 社 地 町 字 郡 店 山 五 三 深 深 | 崎 有 一 作 浦 西 水 限 番 字 町 津 産 会 地 清 大 軽 社 社 滝 字 郡 西 一 船 深 | 田 有 番 崎 浦 西 商 限 地 字 町 津 店 会 四 平 大 軽 社 館 字 郡 徳 七 岩 深 | リ 株 九 崎 浦 西 工 式 三 字 町 津 イ 会 番 松 大 軽 社 地 原 字 郡 水 二 一 岩 深 | リ 株 九 崎 浦 西 工 式 三 字 町 津 イ 会 番 松 大 軽 社 地 原 字 郡 水 二 一 岩 深 |

で

お 容 公
り の 内
と

| 第 西 六 特 号 区 | 第 西 五 特 号 区 | 第 西 四 特 号 区 | 第 西 三 特 号 区 | 第 西 二 特 号 区 | 第 西 一 特 号 区 | 十 西 二 定 号 第 | 十 西 一 定 号 第 | 十 西 号 定 第 | |
|---------------------------------------|---|-------------------|-------------------|---|---|-------------------|---|---|----------------------|
| 番 范 つ 地 町 が 五 清 五 水 市 六 富 | 業 新 番 見 金 浦 西 協 深 地 形 々 町 津 同 浦 一 四 沢 大 軽 組 町 字 字 郡 合 漁 六 塩 北 深 | 右 | 右 | 協 風 番 子 合 浦 西 同 合 地 川 瀬 町 津 組 瀬 七 一 字 大 軽 合 漁 先 四 上 字 郡 業 五 砂 風 深 | 協 大 沢 間 浦 西 同 間 一 越 町 津 組 越 字 大 軽 合 漁 番 釜 字 郡 業 地 屋 大 深 | 右 | 川 ネ 有 番 見 金 浦 西 漁 シ 限 地 形 々 町 津 業 ヲ 会 一 二 沢 大 軽 部 ウ 社 九 字 字 郡 古 力 七 塩 北 深 | リ 株 九 崎 浦 西 工 式 三 字 町 津 イ 会 番 松 大 軽 社 地 原 字 郡 水 二 一 岩 深 | 三 有 限 会 社 店 黒 瀧 山 |

青森県告示第六百十六号

平成二十年三月三十一日青森県告示第二百六十二号をもって公示した区画漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により次のとおり免許した。

平成二十年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | |
|------------|------------------|--------------|-----------|
| 西特区 第七号 | | 車力漁業協 同組合 | |
| 北津軽郡 小中 | 泊町 大字 | 泊町 大字 | 根子町 大字 |
| 地根 二番 | 小泊 漁業協 同組合 | 同 | 同 |

| | | | | |
|--|-----------|-----------|--|-----------------------------------|
| 平成二十年九月一日 | | | | 年月日許 |
| 内区第 四号 | 内区第 三号 | 内区第 二号 | 内区第 一号 | 免許 番号 |
| 同 右 | 同 右 | 同 右 | 西津軽郡 浦町 浦代 八字 深浦 町 深地 二 | 漁業権者 及び 住所 (氏 名 称) |
| 平成二十年三月三十一日青森 県告示第二百六十二号の公 示のとおり | | | | 免 許 の 内 容 |
| | | | | 種 類 |
| | | | | 名 称 |
| | | | | 期 間 |
| で一月五成か月十平 日三年二ら一年成 ま十八十平日九二 | | | | 存 続 期 |
| お容公二百示森一月十平 りの示号六第県日三年成 と内の十二告青十三二 | | | | は制 条件 又 |

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭